保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

（善良なる管理者の注意義務）

第１条　乙は、善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

（秘密保持義務、目的外利用の禁止等の義務）

第２条　乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（安全確保の措置）

第３条　乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

（再委託）

第４条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１

７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わ

せる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

（個人情報等の利用及び第三者への提供）

第５条　乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第

三者へ提供してはならない。

２　乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはなら

ない。

３　乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取扱う従業員を明確にするものとする。

（個人情報等の複製等）

第６条　乙は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなけれ

ばならない。

（個人情報等の管理状況についての検査）

第７条　乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定

期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状

況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査をさせ

ることができる。

（事故等の発生時における報告）

第８条　委託業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかに、その

内容を甲に報告しなければならない。

（違反した場合における契約解除の措置）

第９条　甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の

全部又は一部を解除することができる。

（委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却）

第１０条　乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却または廃棄しな

ければならない。